

近畿厚生局麻薬取締部鑑定課 標準文書保存期間基準

令和3年4月1日改正
文書管理者：鑑定課長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置	
その他の事項										
22	文書の管理に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	・行政文書ファイル管理簿	文書管理	行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	2 (1)①2 2	以下について移管・移管・廃棄簿	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	・移管・廃棄簿			30年			
上記各号に該当しない事項										
34	所管する業務に係る関係機関等との会議及び連絡調整に関する事項	会議の開催及び連絡調整に関する重要な経緯	会議及び連絡調整等に関する重要な資料	・鑑定官会議	会議	鑑定官会議・連絡会議	5年		廃棄	
39	その他所管する業務に係る調査等に関する事項	その他所管する業務に係る調査・研究等に関する事項	鑑定業務に関する文書	・鑑定業務実績報告 ・研究関係	鑑定業務	鑑定業務実績報告 研究関係	5年		廃棄	
			鑑定業務の管理に関する文書	・鑑識用麻薬等交付・廃棄関係 ・鑑識用麻薬等使用状況報告 ・年間報告 ・麻薬等譲渡証 ・公共下水道使用届 ・特別管理作業廃棄物処理実績報告	鑑定業務管理	鑑識用麻薬等交付・廃棄関係 鑑識用麻薬等使用状況報告 年間報告（麻薬） 年間報告（向精神薬） 年間報告（大麻） 年間報告（覚せい剤・覚せい剤原料） 公共下水道使用届 特別管理作業廃棄物処理実績報告	5年		廃棄	
				・リスクアセスメント		リスクアセスメント	リスクアセスメント結果報告書等	7年		廃棄
				・免許・登録		免許等 向精神薬試験研究施設設置者登録	免許等関係（麻薬研究者免許〇年～〇年末） 免許等関係（大麻研究者免許〇年～〇年末） 免許等関係（覚せい剤研究者免許〇年～〇年末） 向精神薬試験研究施設設置者登録	許認可等の効力消滅後5年		廃棄
		・鑑識用麻薬等管理簿 ・麻薬等管理帳簿		鑑識用麻薬等受払簿 麻薬管理帳簿 大麻管理帳簿 覚せい剤・覚せい剤原料管理帳簿	鑑識用麻薬等受払簿 麻薬管理帳簿 大麻管理帳簿 覚せい剤・覚せい剤原料管理帳簿	常用（閉鎖後2年）		廃棄		